

営繕事業のプロジェクトマネジメント要領【概要】

■目的・概要

国土交通省の地方整備局等が行う営繕事業において、施設のニーズに対応する方策の最適化を図るとともに、適切な事業実施により施設の所要の性能を確保して施設管理者及び施設利用者の満足度の向上を図り、もって行政事務の円滑な実施に資することを目的に、企画立案から工事完成後のフォローアップに至るまでの一連の業務について必要な事項を定めたものです。

■主な内容

- ・ 担当者の遵守事項
- ・ 事業段階別（企画立案段階（事業化以前）、企画立案段階（事業化以降）、設計マネジメント段階、施工マネジメント段階、フォローアップ段階）の実施内容
- ・ 施策別（地域連携、景観形成、環境対策、耐震安全性の確保、防犯、ユニバーサルデザイン、木材利用、津波対策）の留意事項

■主に使用する時期

- ・ 企画立案段階、設計段階、工事段階、工事完成後

■適用方法

- ・ 発注者は、この要領に基づき、企画立案から工事完成後のフォローアップに至るまでの一連の業務を実施します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者に対する事項]

- ・ 事業目標を設定し企画内容を明確化するに当たっては、「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」を活用することができます。【発】